

第24期第12回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年7月9日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤和雄、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計13名
- 4 欠席委員 木村隆昭、篠田政巳、半田保之 計3名
- 5 議 案 (1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1号)
(2)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第2～8号)
- 6 報 告 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第12回練馬区農業委員会総会を開催いたします。
本日、事務局長は欠席です。
よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は、木村隆昭委員、篠田政巳委員、半田保之委員です。
総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、瀧島規秀委員と田中大代委員にお願いします。
それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。
令和3年5月18日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在などについて説明】

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の練馬区での流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、表の一番下、総会での判断の部分です。続いてインデックス3の4ペ

ージをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人ですので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の4ページをお願いします。

4ページから7ページが事業計画の認定申請書です。

2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は令和3年7月15日からで、期間は1年間です。

5ページをお願いします。3 都市農地における耕作事業の内容は、露地野菜および柑橘系の果樹を栽培・管理し、収穫物については申請者の所有する庭先販売にて販売を行うとのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。

6ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状200日、賃借権等の設定後240日です。

II 選択項目です。申請者はこの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。

5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。自作地が1,509㎡、内訳は畑

1,509㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑1,893.7㎡で野菜を作付けし、2,580.3㎡で果樹を栽培

します。7ページをお願いします。(2) 大農機具は手押し耕運機1

台、消毒器1台です。トラクターを1台レンタルする予定です。(3)

農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業歴は13年です。②

申請者本人以外の常時労働力は3人で、農作業歴は13年が1名と9

年が2名です。③臨時雇用は現在なく、増員の予定はありません。④申請者の住所地と借り受ける土地との距離は車で約20分です。

6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。また農薬使用方法については、地域の防除基準等に従います。

8 ページから11ページは農地使用貸借契約書です。賃借料はありません。12ページは貸借地における営農計画ですのでお目通しください。2 ページにお戻りください。

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 6月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日は、土地の所有者の体調が優れず立ち会えなかったため、後日30日に所有者宅に行き、1割従事などの確認をしました。

(1)の畑の西側にミカンが約20本植わっており、東側にはネギやキャベツ、ダイコンなどの秋野菜を作付けしていくとのことでした。

西側の一部には、向かいの八百屋の倉庫が置かれているため、納税猶予から外れています。(2)の畑の全面には、ミカンが約50本植わっていました。

境界については、(1)の畑の南西側の角が見当たりませんが、区道との境であるため問題はないと思います。

労働力については、妻と息子夫婦の4名で農作業をするとのことでした。販売については、自宅の庭先での直売とのことでした。

こちらの現地調査後、申請者が所有している農地の確認にも行ってきました。約1,500㎡の畑で、ナスやカボチャなどの露地野菜とクリやミカンなどの果樹を栽培していました。下草も生えておらず、綺麗に管理されていました。

6月30日に、所有者の自宅に行ってきました。所有者は約40年農業に従事されており、現在、ニンジンやサトイモなどを作っています。

息子さんと協力しながら営農を行っているとのことでした。

所有者は、近隣住民からの相談の対応を行っていくとのこと、問題は無いと思います。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は宅地化農地が混在していますが、納税猶予の対象の畑との境に杭がしてあり、境界ははっきりしていました。道路との境界も確認できました。

トウモロコシやトマト、キュウリなどの多品種の夏野菜が作付けされていました。畑の北側の直売所で販売しているとのことでした。

直売所の近くには、鉄パイプとプラスチックのトタンで組まれた農

具庫がありました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号および第4号は一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局

議案第3号および第4号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願ひします。

議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、篠田政巳委員は本日欠席のため、事務局から報告をお願ひします。

事 務 局

6月17日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。議案第3号の(1)から(4)の畑には、エダマメやジャガイモ、

キャベツなどが作付けされてきました。(5)(6)の畑には、ハウスが2棟あり、トマトとショウガが作付けされてきました。露地ではエダマメが作付けされてきました。(7)(8)の畑には、ハウスが1棟あり、キュウリが作付けされてきました。露地ではナスやカボチャ、トウモロコシなどが作付けされてきました。

(1)から(4)の畑の北側には、納税猶予から外れている部分があります。現地は畑になっていますが、納税猶予の申請時は当該地が国有農地であったため、対象から外れています。その後、国有農地の払い下げを受けたという経緯があります。

議案第4号の(1)から(3)の畑には、タマネギやサツマイモが作付けされており、タマネギは収穫されてきました。(4)(5)の畑の全面に、サツマイモが作付けされてきました。

販売については、スーパーや小学校の給食に出しており、また、サツマイモなどは幼稚園の掘り取りを行っているとのことでした。エダマメは畝売りをしているとのことでした。境界についても確認しました。篠田政巳委員も問題ないのではとのことでした。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和3年6月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 6月18日に、事務局3名と現地調査に行ってきました。畑の南側半分には、樹齢40年ほどの柿が約100本植わっており、剪定などの管理が行き届いていました。北側半分には、植木と果樹が混在しており、主な植木はクロマツやモミジ、ツツジなどで、果樹はビワやイチジク、ブルーベリーなどが栽培されていました。下草はなく綺麗でしたが、一部に枝が生い茂り、先が見通せないところがありましたので、剪定をお願いしておきました。販売については、果物は庭先で販売し、植木は埼玉県内の植木市場に出荷しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和3年6月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 6月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑の北側には、ナスやモロヘイヤ、トウモロコシなどが作付けされていました。南側には、サトイモやインゲン、エダマメなどが作付けされていました。境界についても確認しました。
販売はしておらず、自家消費とのことですので。
よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年6月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 6月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑にはブルーベリーが植わっており、これから7月にかけて摘み取りを行っていくとのことでした。畑の一部でトマトやキュウリ、エダマメなどの夏野菜が作付けされており、ブルーベリーを摘み取りに来た人に販売する、あるいは自家消費をしているとのことでした。
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年6月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 6月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(3)(4)の畑には、サトイモが作付けされていました。

(2)(5)(6)の畑の北側に、納税猶予から外れている部分があり、以前は建物が建っていたそうですが、現在は農地になっています。畑の西側にはナスやスイカ、サツマイモなどが、東側にはトウモロコシやジャガイモなどが作付けされていました。

ジャガイモは、幼稚園の掘り取りを行っており、半分以上は綺麗に耕してありました。サツマイモも、幼稚園の掘り取りを行っています。エダマメやナスは庭先販売とのことでした。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和3年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

相原和彦委員 納税猶予の適用を受けている農地の上に、鉄パイプとトタンで組まれた農具庫が置かれていることは、問題ないですか。

事務局 生産緑地に農具庫を置くことは、制度上問題はありませんので、農業に関係のない物が置かれた倉庫でない限り指摘はしていません。
なお、納税猶予を適用する際、いわゆる適格者証明の際には、建物とみなされる部分については納税猶予の対象から外す必要があります。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

それでは、以上で第12回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人